

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>2-7を踏まえ、信託会社等による当局への申請・届出等（<u>公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。</u>）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p><u>なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。</u></p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p>2-7を踏まえ、信託会社等による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載する e-Gov を利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p>